

例) 年単位拠出で12月にまとめて支払う予定だったが、7月引落とし(6月分)より毎月定額拠出に変更する場合

- ①毎月定額拠出に変更したい月の前月まで「納付済」欄に「0円」を記入する。
 - ②令和6年1月(前年12月分)から、毎月定額拠出に変更する令和6年7月(6月分)の間の7か月間 × 5,000円(最低拠出金額/月) = 「35,000円」を7月26引落の「掛金額」欄に記入する。
 - ③次月以降は、毎月定額で拠出できる上限額内の金額を「掛金額」欄に記入する。
- ※拠出方法を変更したい月の前々月までに、書類が不備なく運営管理機関に到着している必要があります。

1. 申出者 ▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ

氏名 年金 一郎

基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

生年月日 昭和₅年 平成₇年 4 9 1 0 0 6

- 企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。
- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分まで納付(10/26引落)する場合は、当年の拠出ができませんが、年1回11月分まで納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。
- 拠出限度額と掛金額との差額は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 6 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0円	円
2月26日引落 (1月分)	0円	円
3月26日引落 (2月分)	0円	円
4月26日引落 (3月分)	0円	円
5月26日引落 (4月分)	0円	円
6月26日引落 (5月分)	0円	円
7月26日引落 (6月分)	35,000円	円
8月26日引落 (7月分)	10,000円	円
9月26日引落 (8月分)	10,000円	円
10月26日引落 (9月分)	10,000円	円
11月26日引落 (10月分)	10,000円	円
12月26日引落 (11月分)	10,000円	円
合計		85,000円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 7 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	10,000円
2月26日引落 (1月分)	10,000円
3月26日引落 (2月分)	10,000円
4月26日引落 (3月分)	10,000円
5月26日引落 (4月分)	10,000円
6月26日引落 (5月分)	10,000円
7月26日引落 (6月分)	10,000円
8月26日引落 (7月分)	10,000円
9月26日引落 (8月分)	10,000円
10月26日引落 (9月分)	10,000円
11月26日引落 (10月分)	10,000円
12月26日引落 (11月分)	10,000円
合計	120,000円